

修理規約

時計をお預かりしました時点で、下記修理規約をご了承頂いたものと判断させて頂きますので、ご確認ください

なお、当店の修理への取り組み方については「FAQ・ご質問集」に記載させて頂いておりますのでそちらもご一読頂けると幸いです

1.当店のオーバーホールについて

オーバーホールは時計を使用していくうえでの必要な定期メンテナンスです安定して長く時計をご使用頂けるよう作業を行いますが、それによって全てのパーツ,機能,性能を新品の状態まで戻すわけではありません

時計の状態や年代によって、作業によって改善できる範囲は異なりますので、少々厳しい表現ですが、上記内容記載させて頂きました

1-1.オーバーホールを行うにあたって

時計お預かり時に修理内容,修理料金,納期の見積もりをお伝え致します

見積もりご了解頂き、見積もり内で仕上がる場合には修理開始後のキャンセルは基本的にできません

2.作業開始後の見積もり内容の変更及び修理中止について

時計の外見や初見では判断できず、完全に分解した状態や分解清掃を終えて動作テストを行ってから必要性が明らかになる部品交換もございますので、作業開始後に見積もり変更や修理中止となる場合について記載致します

2-1.作業開始後に見積もり内容を変更する場合（見積変更もしくはキャンセル）

作業開始後に当店より再見積もりのご案内があった場合には、その時点でキャンセル頂いてもキャンセル料金はかかりません

2-2.作業開始後に当店では修理不可能と判断する場合（修理中止）

作業開始後見積もり以外に部品交換が必要と判断し、その部品が当店ではご用意できない場合には、作業開始後でも修理不可能と判断し、修理中止となります

作業開始後に当店では修理不可能と判断した場合にはそこまでの作業代金は頂戴しません

またメーカー修理で修理可能な場合には、改めて修理見積もりをご案内することとなります

基本的に分解時に破損のリスクが高く、そのパーツをご用意できないものについては直接メーカーにご相談頂くようご案内することが多いですが、作業時のリスクを説明させて頂き、お預かりする場合もございますので記載致しました

2-3.作業開始後のキャンセル及び修理中止の際の返却について

作業開始後にキャンセルもしくは修理中止での返却となった場合には、全て分解した状態であっても出来る限り元の状態にお戻ししてご返却致します

しかし、分解後に交換必要と判断された部品が破損していて組戻しができない場合には一部分解した状態やお預かり時より機能や見た目が低下した状態でお戻りする可能性も全くないとは言えません

その場合、弁償を求められてもお断り致します

3.オーバーホール後の保証について

3-1.当店でのオーバーホール後の保証について

通常の取り扱いにおいて修理ご返却後 12 ヶ月以内に不具合が生じた場合、工賃無料にて調整させていただきます

部品の破損が生じている場合は、部品代のみご負担頂く事となります

(オーバーホール時に交換した部品の不具合については無料で再度交換致します)

3-2.メーカー修理の場合

当店よりメーカーへ送っての修理を承った場合には、メーカーが定める保証期間及び保証内容に準ずる対応となります

3-3. 保証適用外となる場合

a.防水テストを合格した品物であっても、その気密性がテスト状況と異なる環境で保たれるか確実なことは言えませんので、防水性能に関して保証はできません

ん

当店技術者以外が裏蓋や風防を外すなど、一部でも時計を分解された場合には

b.保証期間に関わらず当店の保証適用外となります

c.お客様の誤った使用により修理が必要になった場合は保証適用外となります

3-4.保証期間内にご返金を行う場合

保証期間内に当店ではご用意できない部品の交換が必要で、メーカー等に依頼しての再修理が必要になった場合には、頂戴した作業工賃（修理代金から部品代を除いた金額）をご返却し、お客様ご負担でメーカー等へ修理ご依頼頂くこととなります（修理代金及び部品代の確認は当店の保証書に記載させて頂いた金額です）

3-5. と記載させて頂きましたが、

ケースバイケースでお客様と相談しておりますので、細かく約款を記載することは避けたいと思っておりましたが、「言った。言わない。」の話になると困りますので、記載させて頂きました。よって「保証期間をちょっと過ぎちゃったけど...」といった場合もお気軽にご相談ください。その融通が利く点が「街の時計店さん」の良さであると考えております。

4.天災、火災、盗難、不慮の事故について

天災,火災,盗難,その他お預かり中の事故による補償金額は、時計の価格に限らず1点につき10万円を限度とし、原則として修理及び加工によって対応させて頂きます

もちろん（考えにくいですが、）店舗に車が飛び込むなどの不慮の事故で加害者が契約する保険会社などによって補償される場合はその限りではありません

2012年4月 有限会社 鈴や